

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5852886号
(P5852886)

(45) 発行日 平成28年2月3日(2016.2.3)

(24) 登録日 平成27年12月11日(2015.12.11)

(51) Int. Cl. F I
G06Q 40/04 (2012.01) G06Q 40/04 100
G06Q 30/08 (2012.01) G06Q 30/08

請求項の数 11 (全 20 頁)

(21) 出願番号	特願2011-553011 (P2011-553011)	(73) 特許権者	511213591
(86) (22) 出願日	平成22年3月1日(2010.3.1)		キャベッジ・インコーポレイティッド
(65) 公表番号	特表2012-519342 (P2012-519342A)		アメリカ合衆国 ジョージア州 3030
(43) 公表日	平成24年8月23日(2012.8.23)		8 アトランタ ピーチツリー・ストリー
(86) 国際出願番号	PCT/US2010/025794		ト730 350号
(87) 国際公開番号	W02010/101842	(74) 代理人	100103023
(87) 国際公開日	平成22年9月10日(2010.9.10)		弁理士 萬田 正行
審査請求日	平成25年2月25日(2013.2.25)	(72) 発明者	フローウェイン・ロバート・ジェームズ
(31) 優先権主張番号	12/436,642		アメリカ合衆国 ジョージア州 3034
(32) 優先日	平成21年5月6日(2009.5.6)		2 アトランタ パインランド・ロード2
(33) 優先権主張国	米国 (US)		55
(31) 優先権主張番号	61/156,865	(72) 発明者	ペトラリア・キャスリン・タイソン
(32) 優先日	平成21年3月2日(2009.3.2)		アメリカ合衆国 ジョージア州 3030
(33) 優先権主張国	米国 (US)		6 アトランタ ザ・バイ・ウェイ119
前置審査			7

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 オンラインオークションマーケットプレース環境において流動資金を提供するための装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子商取引ウェブサイトに商品を掲載中の売主に融資金額を転送するシステムであって

、
 電子商取引ウェブサイトを運営する電子商取引サーバーと通信する貸付サーバーと、
 前記電子商取引ウェブサイトが、訪問者にウェブページを提供し、売主が販売商品を目録化することを許容し、かつ、売主が前記販売商品に値付けすることを許容することと、
 ユーザーの信用プロファイル及びそれぞれの信用情報を格納するために前記貸付サーバーと通信する貸付データベースと、

コンピュータ通信ネットワークを使用して資金の転送を開始するために前記貸付サーバーと通信する金融処理アプリケーションとを備え、

前記貸付サーバーは、前記売主のための信用プロファイルを前記貸付データベースから読み出し、少なくとも前記信用プロファイル及び前記電子商取引サイトまたは同様の電子商取引サイトでの前記売主の販売履歴の特性の両方に基づいて、前記売主に融資を発行するかどうかを決定し、もしそうする場合、前記売主に前記融資が利用可能であることと、当該融資の条件とを通知し、もし前記売主が前記融資を受諾する場合、前記金融処理アプリケーションを使用して前記売主に融資金額を転送し、

前記貸付サーバーは、前記融資を発行するかどうかの前記決定において、更に、前記売主が前記決定までに生み出してきた商品の販売量に基づき、前記融資金額を前記販売商品の販売金額とは無関係に決定することで、前記融資金額を前記販売商品の販売金額よりも

10

20

大きな金額に決定することができるシステム。

【請求項 2】

前記融資を発行するかどうかの前記決定は、前記融資が関連付けられた前記売主による販売商品の特性を考慮するものであり、

前記貸付サーバーは、前記販売商品の特性として、少なくとも、前記販売商品が一定期間内に販売される見込みを考慮する請求項 1 記載のシステム。

【請求項 3】

前記融資は前記商品により担保される請求項 1 記載のシステム。

【請求項 4】

前記商品が前記電子商取引ウェブサイトで販売されるとき、前記商品用の支払いは、前記貸付サーバーと関連付けた口座に直接的に支払われる請求項 1 記載のシステム。

10

【請求項 5】

前記貸付サーバーが前記融資を発行すると決定する場合、前記貸付サーバーは、前記融資の利用可能な能力を指し示すと共に、前記売主に受諾または拒絶を促す警告を、前記売主のコンピュータに表示開始させる請求項 1 記載のシステム。

【請求項 6】

前記警告はポップアップウィンドウである請求項 5 記載のシステム。

【請求項 7】

前記融資を発行するかどうかの前記決定は、部分的に、前記売主の前記電子商取引ウェブサイトでの取引履歴に基づく請求項 1 記載のシステム。

20

【請求項 8】

前記融資を発行するかどうかの前記決定は、部分的に、前記売主の前記電子商取引ウェブサイトでのフィードバック格付けに基づく請求項 1 記載のシステム。

【請求項 9】

金銭の貸付プールが、前記融資を含む融資に資金供給するために維持され、前記貸付プールは、部分的に、前記電子商取引ウェブサイトを使用すると共に少なくとも自身の資金の一部を前記貸付プールに転送する投資売主によって資金供給される請求項 1 記載のシステム。

【請求項 10】

電子商取引ウェブサイトの商品を掲載中の売主に融資金額を転送するシステムであって

30

、電子商取引ウェブサイトを運営する電子商取引サーバーと通信する、貸主によって維持される貸付サーバーと、

前記電子商取引ウェブサイトが、訪問者にウェブページを提供し、買主が販売商品を目録化することを許容し、かつ、売主が前記販売商品に値付けすることを許容することと、

前記貸付サーバーと通信し、借用売主がコンピュータ通信ネットワークを使用することによって、前記電子商取引ウェブサイトでの販売商品に対して前記借用売主に融資を転送するための金融処理アプリケーションとを備え、

投資売主が、前記電子商取引ウェブサイトを使用して、利息を付けた投資金額の返済の見返りとして、前記貸主が所有する貸付口座に投資金額を転送し、前記貸付口座は、前記金融処理アプリケーションによって処理されると共に前記借用売主に対する前記融資に資金供給するファンドを備え、

40

前記貸付サーバーは、前記融資を発行するかどうかの前記決定において、更に、前記売主が前記決定までに生み出してきた商品の販売量に基づき前記融資金額を決定するシステム。

【請求項 11】

更に、複数のユーザーの信用プロフィール及びそれぞれの信用情報を格納するために前記貸付サーバーと通信する貸付データベースを備え、前記借用売主に対する前記融資の前記転送の前に、前記貸付データベース及び前記販売商品の特性を使用して、前記借用売主によって融資決定が許可される請求項 10 記載のシステム。

50

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明のコンセプトは、融資及び対応する現金を商品（及び、可能性としてはサービス）の売主に提供するシステム、方法及びコンピュータ可読な記憶装置に関する。

【背景技術】

【0002】

イーベイやクレイグリストのようなオンラインオークションマーケットプレイスが当技術分野で知られており、企業（中規模または大規模だが、しばしば小規模企業）及び個人が、多数の潜在的購入者を（理想的には）引きつける販売商品の目録（リスト）をプラットフォームに載せることができるようにしている。販売方法は、売主が特定の方法を介して販売商品を目録に載せることを含み、それらの商品は、それらが購入されるまで、或いは、ある予め定めた期間が経過するまで、或いは、商品が一覧表から除外されるまで、販売用に残される。ときには、オークションまたはマーケットプレイスでの販売方法では、売主が買主と取引を完了させ、買主が購入された商品用の支払い仲介者（例えば、マスターカード/ビザ、ペイパル等）に支払いをし、売主がその支払い仲介者から実際の支払いを受けるまで、長期間となる可能性がある。この方法では、典型的には、2週間から4週間かかる可能性がある。

10

【0003】

必要とされるのは、商品取引が未だ完了していないとしても、売主が即座に販売用の目録に載せた商品についての現金を受け取ることができる方法である。

20

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】米国特許出願第11/776,059号

【特許文献2】米国特許出願第11/646,934号

【特許文献3】米国特許出願第11/167,999号

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

30

本発明は、広範な概念の一つの態様として、電子商取引ウェブサイトを使用する売主に資金を貸し出すことができる融資システムを提供する。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記態様は、種々のシステムにより達成することができ、その好適な実施の形態として、（a）貸付サーバーが電子商取引ウェブサイトを運営（ホスト）する電子商取引サーバーと通信し、前記電子商取引ウェブサイトが、訪問者にウェブページを提供し、売主が販売商品を目録化することを許容し、買主が前記販売商品に値付けすることを許容すること、（b）前記貸付サーバーと通信する貸付データベースが、複数のユーザーの信用プロフィール及びそれぞれの信用情報を格納すること、並びに、（c）金融処理アプリケーションが、前記貸付サーバーと通信し、コンピュータ通信ネットワークを使用して資金の転送を開始することを含み、（d）前記貸付サーバーにより、前記貸付データベースから前記売主の信用プロフィールを読み出し、少なくとも前記信用プロフィール及び前記電子商取引サイトまたは同様の電子商取引サイトにおける前記売主の販売履歴の特性の両方に基づいて、前記売主に融資を発行するかどうかを決定し、もしそうする場合、前記売主に前記融資が利用可能であることと、当該融資の条件とを通知し、もし前記売主が前記融資を受諾する場合、前記金融処理アプリケーションを使用して前記売主に融資金額を転送する。前記貸付サーバーは、前記融資を発行するかどうかの前記決定において、更に、前記売主が前記決定までに生み出してきた商品の販売量に基づき、前記融資金額を前記販売商品の販売金額とは無関係に決定することで、前記融資金額を前記販売商品の販売金額よりも大

40

50

きな金額に決定することができる。

【 0 0 0 7 】

上記態様は、また、(a) 貸付サーバーが電子商取引ウェブサイトを運営する電子商取引サーバーと通信し、前記電子商取引ウェブサイトが、訪問者にウェブページを提供し、売主が販売商品を目録化することを許容し、買主が前記販売商品について値付けまたは購入することを許容すること、並びに、(b) 金融処理アプリケーションが、前記貸付サーバーと通信し、借用売主がコンピュータ通信ネットワークを使用することによって、前記電子商取引サイトでの販売商品に対して前記借用売主に融資を転送することを含み、(c) 投資売主が、前記電子商取引ウェブサイトを使用して、利息を付けた投資金額の返済の見返りとして、前記貸主が所有する貸付口座に投資金額を転送し、前記貸付口座は、前記金融処理アプリケーションによって処理されると共に前記借用売主に対する前記融資に資金供給するために使用され、前記貸付サーバーは、前記融資を発行するかどうかの前記決定において、更に、前記売主が前記決定までに生み出してきた商品の販売量に基づき、前記融資金額を前記販売商品の販売金額とは無関係に決定することで、前記融資金額を前記販売商品の販売金額よりも大きな金額に決定することができるシステムによっても達成可能である。

10

【 0 0 0 8 】

これらは、以下に明らかとなるであろう他の態様及び利点と共に、本願の一部を構成する添付図面を参照して、以下に一層十分に説明され、かつ、権利請求される構成及び作用の詳細な説明中に存在する。なお、全体を通して、同様の番号は同様の部分を示す。

20

【図面の簡単な説明】

【 0 0 0 9 】

本発明の更なる特徴及び利点は、本発明の種々の実施の形態の構成及び作用と同様、添付図面と共に以下の好適な実施の形態の説明を参照すれば明らかになり、かつ、より容易に理解されるであろう。

【図 1】図 1 は、一実施の形態に係る、電子商取引システムのブロック図である。

【図 2】図 2 は、一実施の形態に係る、貸主と関連づけた構成要素を図示するブロック図である。

【図 3】図 3 は、一実施の形態に係る、貸主に売主を登録する方法の一例を図示するフローチャートである。

30

【図 4】図 4 は、一実施の形態に係る、前記貸主についての登録中に、売主が貸主についての自身のオークションサイトのアカウントを認証する方法の一例を図示するフローチャートである。

【図 5】図 5 は、一実施の形態に係る、オークションサイトを使用して貸主から売主へと融資を行う方法の一例を図示するフローチャートである。

【図 6】図 6 は、一実施の形態に係る、融資を付与するかまたは拒否するかを決定する方法の一例を図示するフローチャートである。

【図 7】図 7 は、一実施の形態に係る、商品情報を電子オークションサイトに入力するために売主によって使用される入力画面の図である。

【図 8】図 8 は、一実施の形態に係る、販売用の目録の商品に対して融資の利用可能性を指示するポップアップ画面である。

40

【図 9】図 9 は、一実施の形態に係る、当事者間での商品と現金との流れを図示するフロー図である。

【発明を実施するための形態】

【 0 0 1 0 】

添付図面に事例が図示された本発明の現在の好適な実施の形態について、以下、詳細に説明するが、全体を通じて同様の参照番号は同様の構成要素を示す。

【 0 0 1 1 】

下記の発明のコンセプトは、米国特許出願番号第 1 1 / 7 7 6 , 0 5 9 号、第 1 1 / 6 4 6 , 9 3 4 号及び第 1 1 / 1 6 7 , 9 9 9 号に記載のような電子オークション及びオン

50

ラインマーケットプレイスシステムと共に使用可能であり、これら3つの出願は、参照によって全体として本願に合体される。

【0012】

売主が販売商品を（イーベイのような）電子オークションサイトまたは（アマゾンストアのような）オンラインマーケットプレイスサイトに置くとき、前記売主は、それらの商品の買主を受け入れ、それにより前記買主から支払いを受けたいと思うであろう。前記売主が販売商品を目録にする時と、そのような販売に関連する資金が前記売主により（買主）から最終的に受領される時との間の期間中、前記売主は、資金借用の申し出を受け入れようとするかもしれない。例えば、もし売主がテレビを100ドルの定価で販売しようとする場合、その売主がそのテレビの買主を待つ一方で、その売主は、最終的な販売を予測して貸主からある金額（例えば、50ドル）の借用を望むかもしれない。その売主が、そのテレビをそれから販売し、結果として100ドルをその買主から受け取ると、その後、その売主は、前記貸主に前記50ドルを返済することができる。そのような融資の借用及び返済は、全て、電子商取引システム的环境において、電子的に、かつ、途切れなく達成することができ、それにより、商品が販売されている間にキャッシュフローを維持するための容易な方法を売主に提供する。一実施の形態では、前記売主に対する融資は、一定金額の30日ローン（前記売主が、その貸付金に加えて所定の金額を手数料及び/または利息額として返済するまで30日あることを意味する）として構成することができる。なお、その商品が実際に販売されることは要求されないかもしれない。更に、融資金額は、前記売主により生み出されると予測される金額に対して、多少は一定の割合となるかもしれないが、この割合は変わるかもしれない。また、前記融資金額はこの予測される販売価格と全体的に無関係でさえあるかもしれない。

10

20

【0013】

電子商取引システムは、イーベイのようなオークションサイトを始め、商品の購入/販売に使用されるあらゆるオンライン電子商取引システムとすることができる。しかし、以下に述べる方法及びシステムは、商品を定価で販売する（または、売主が販売商品を目録化することができる）非オークションサイトにも同様に適用することができる。

【0014】

図1は、一実施の形態に係る、電子商取引システムのブロック図である。

【0015】

買主100、売主102及び訪問者104のような商取引サイトのユーザー（及び、その他のあらゆるユーザー）は、インターネットのようなコンピュータ通信ネットワークを介して、その商取引システムホスト106と情報をやり取りすることができる。前記商取引システムホスト106は、前記ユーザーのブラウザを介して閲覧可能なウェブページを提供することができ、前記ブラウザは、そのユーザーがグラフィカルユーザーインターフェースを使用して前記商取引システムと情報のやり取りをし、かつ、商品を購入及び/または販売することを許容することができる。オークションの商品を購入してそのオークションを早期に終了するために（例えば、イーベイの「今すぐ購入」）、販売商品に定価をつけることができ、或いは、その価格をオークションで決定することができ、或いは、オークションと定価との組合せとすることもできる。

30

40

【0016】

売主102は、前記商取引サイトホスト106を介して、それらの販売商品を前記商取引サイトの目録に載せることができる。買主100は、前記商取引サイトホスト106を介して、その商取引サイト上の販売商品を閲覧することができる。訪問者104は、その商取引サイトをあらゆる目的で使用することができ、販売商品を目録に載せたり購入したりすることは要求されない。

【0017】

前記売主102が自らの販売商品を一旦目録化すると、前記貸主110は、そのオークションの目録をありとあらゆる方法で知ることができる。前記売主102は、典型的には、前記貸主オンラインウェブサイトを通じて前記貸主110に事前登録されているのである

50

う。登録時に、前記貸主110は、多数のオークション及びオンラインマーケットプレイスサイトに目を通し、そのときにそのようなサイトに掲載されている商品を特定してもよい。一旦特定されると、前記貸主110は、1以上のそのような掲載物に関して前記売主102に申し出をしてもよい。登録後に更なる商品が掲載されたときは、前記売主102が、掲載商品に関する融資を受ける機会について数々の方法で通知を受けるようにしてもよい。例えば、前記売主のコンピュータ（または、ブラウザ）で動作するプラグインにより、新しい掲載物を前記貸主110に送信するようにすることができる。或いは、前記貸主110は、不規則的、規則的または連続的な方式で、前記商取引サイトホスト106をポーリングして、前記現在の売主及びその商品を評価し、前記特定の売主102による何らかの新たな目録があるかどうか決定することができる。ここで、多数の商取引サイトホストを介して商品を目録に掲載する売主に対して貸主が融資を利用可能とする場合、貸主110は、2以上のサイトをポーリングすることもある点に留意すべきである。

10

【0018】

一旦、前記貸主110が前記売主102による新たな掲載物に気付くと、その貸主110は、その売主102に対して融資の申し出をすることが決定することができる。この決定に関しては、以下でより詳細に説明する。前記貸主110が前記売主102に対して融資の申し出をすると決定した場合、その融資の申し出が前記売主102に提示される。前記融資の申し出は、前記売主に対する電子メールの形式、ポップアップ形式、その売主の携帯電話へのテキストメッセージの形式、または、その他のあらゆる公知の通信方法の形式とすることができる。前記融資の申し出は、また、他の融資条件、例えば、30日（または、他のある期間）以内に返済しなければならない100ドルの融資、30日期限の当該返済金額、当該融資に含まれる利息率等を包含することもある。

20

【0019】

一旦、前記買主100が、前記融資の申し出を受領すると、前記買主100は、前記融資の申し出を受諾するか拒否するかを決定し、その決定を前記貸主110に返信することができる。前記買主100が前記融資の申し出を受諾した場合、前記貸主110は、支払処理装置108を使用して前記融資の申し出を前記売主102に提供することができる。前記支払処理装置108は、一方の当事者から他方の当事者に資金を電子的に転送可能なあらゆるタイプのものとしてことができ、このシステムは、前記貸主及び引受銀行のいずれかと共に、または、第三者を介して（若しくは他のあらゆる商業的に受諾可能なアクセス手段を介して）格納してもよい。例えば、前記支払処理装置108は、前記貸主の口座110から前記売主の口座102へと金銭を電信送金する銀行とすることができ、自動資金決済センター（ACH）を介したものと同様、ペイパル等の電子的支払処理装置とすることができる。前記売主には、また、デビットカードを発行することもでき、或いは、前記融資される資金を転送可能な他の金融手段を発行することもできる。また、支払いには、業界で公知の、或いは、将来的に利用可能になるかもしれない多くの他の選択肢もある。

30

【0020】

前記売主102は、その後、前記商品を販売し、当該販売から前記収益を受け取ることができる。前記売主102は、その後、以下に述べる、或いは、別の方法で前記売主に利用可能なあらゆる電子的返済方法を使用して、前記貸主110に前記融資を返済することができる。前記融資の返済は、典型的には、前記商品の販売には依存しない点、即ち、前記商品が実際に販売されたか否かにかかわらず、前記売主102は、依然として、前記貸主110に対する前記融資の返済条件を満たさなければならない点に留意する。前記融資には、（たいていの商用ローンのように）前記貸主110が前記売主102に当初融資したものを超えて、前記売主102が前記貸主110に支払わなければならないであろう金利があるかもしれず、ないかもしれない。この追加的な金額は、利息ではないかもしれないが、むしろ、（均一基準の、または、融資された100ドルの金額につき所定の金額といった取引のサイズに応じた）手数料の形式で表れるかもしれない。

40

【0021】

50

この方法では、売主は、オークション若しくはオンラインマーケットプレイス（若しくは他の電子商取引サイト）を利用して、資金を迅速に（及び、その資金が転送される方法に応じて潜在的には即座に）受領することができる一方、それらの目録にある商品をオークション（または販売）に置き、かつ、その後、前記融資を返済することができる。前記売主は、自身が受け取る前記融資資金について手数料及び／または金利を支払わなければならないであろうけれども、売主が自らの業務を継続して追加の在庫を購入し、或いは、新たなビジネスの機会を追求するのに適切なキャッシュフローを持つことを保証するため、売主にとってその価値はあるであろう。

【 0 0 2 2 】

図 2 は、一実施の形態に係る、貸主と関連づけた構成要素を図示するブロック図である。図 1 中の前記貸主 1 1 0 は、多数の異なる構成要素を備えることができる。

10

【 0 0 2 3 】

融資処理システム 2 0 4 は、基本的な口座及び融資サービス処理を提供可能であり、融資サービスは、アプリケーションサービスプロバイダー（ASP）モデルを使用するホストされたサービスを利用して配信可能である。ブラウザは、ウェブブラウザを介して前記融資処理システム 2 0 4 にアクセス可能であり、融資データ（例えば、日付、金額、手数料、期限、金利等）を表示可能なグラフィカルユーザーインターフェースにより、その顧客アカウントにログオン可能である。

【 0 0 2 4 】

引受業務エンジン 2 0 0 は、オークションサイトでの販売商品のモニター機能を提供し、過去の商品販売のデータと売主の販売商品の申し出に関するデータとを収集する。前記引受業務エンジンは、売主及び商品进行评估し、かつ、融資の申し出を成立させるためのリスクモデルを包含可能である。引受業務エンジン 2 0 0 は、異種情報源からデータを抽出し、その異種情報源は、1 以上の信用調査所（例えば、エキファックス、トランスユニオン等）からの情報、イーベイまたは他の商用サイト販売者格付け情報、及び／またはペイパル口座情報、並びに、見込み融資が適用中である特定の商品に関する商品情報を含むこともある。例えば、前記特定商品に関する商品情報は、販売中の商品とオークションサイトでの同一または同様の商品との比較情報を含むことができ、かつ、商品の状態、比較商品の販売価格、及び、売主がその商品を販売する見込みに関する情報のような情報を含むことができる。

20

30

【 0 0 2 5 】

口座サービス 2 0 8 は、文書通信、外地向徴収、内地向顧客サービスを含むことがある。これら 3 つの機能は、サービス提供者（サービスプロバイダー）に外部委託してもよい。前記融資サービスウェブサイト 2 0 6 は、前記顧客（借主）が全てのそれぞれの口座情報にアクセスすることを提供し許容することができる。

【 0 0 2 6 】

これらの構成要素は、全て、ローン 2 0 2 の借主への販売を促進するために協働可能である。

【 0 0 2 7 】

図 3 は、一実施の形態に係る、貸主に売主を登録する方法の一例を図示するフローチャートである。

40

【 0 0 2 8 】

上記の方法では、貸主が金銭を売主に融資可能なとき、または、融資可能な前に、売主は、典型的には、貸主への登録をする必要がある（別の実施の形態では、登録は要求されないが）。登録により、貸主に対して売主が自身の本人確認をすることができ、かつ、その貸主が、とりわけ、オンラインマーケットプレイスでのその売主の格付けを精査したり、種々のオンラインマーケットプレイスでの販売目録の商品を精査したりする等して、その売主の信用プロファイル进行评估することができる。前記信用プロファイルは、前記売主の信用履歴の格付け情報であり、その貸主がその売主に金銭を貸し付ける能力を決定するためのものである。

50

【 0 0 2 9 】

前記方法は、前記売主が自身を前記貸主に登録する処理 3 0 0 で開始可能である。これは、当業界で公知のように行うことができ、前記売主は、前記貸主のウェブサイトを（ウェブブラウザを使用して）訪問して、自身についての（個人の、及び/または、自身の会社の）情報を入力することができ、その情報は、その氏名、社会保障番号、会社名、販売商品、住所、銀行口座、オークションサイトのユーザーネーム、オークションの目録等を含むことができる。

【 0 0 3 0 】

処理 3 0 0 から、前記方法は、前記売主の信用プロフィールを決定する処理 3 0 2 に進むことができる。信用履歴情報は、他の貸主からなされた融資の返済に関する借主の履歴を編集したものであり、その売主に金銭を貸し付けるかどうかを決定すべく、前記貸主によって使用可能である。

10

【 0 0 3 1 】

売主の履歴は、その売主の信用プロフィール（本用語が当業界で使用されているように、国家信用調査所の一つでなされた記録を含む）に関連しているが、前記売主の履歴は、また、追加の情報を合体してもよい。例えば、前記売主の履歴は、オークションや（イーベイのような）オンラインマーケットプレイスサイトでのユーザーの格付け、寄せられた苦情、商品の販売量、販売商品のドルでの金額等を合体してもよい。前記売主の信用プロフィールにそれらの因子を合体すると、当該信用プロフィールを、特定の売主への金銭の貸し付けに含まれるリスクをより正確に表すために役立てることができる。

20

【 0 0 3 2 】

例えば、2人の売主が同一の基準のフェアアイザック社（F I C O）の（前記信用調査所の一つによって決定された）信用度点数を有しているとする。1番目の売主は、イーベイの肯定的なイーベイ販売者格付けを99.5%有し、そのオークションサイトで1週間に平均して5000ドルの商品を販売する一方で、2番目の売主は、イーベイの肯定的なイーベイ販売者格付けを95.0%有し、そのオークションサイトで1週間に平均して1000ドルの商品を販売する。1番目の売主の前記プロフィールは、（a）2番目の売主よりも一層高く格付けされているため、融資を付与するのに、無論、より好ましいものであるとし、（b）1番目の売主は、前記融資の返済の原資となるより多くのキャッシュフローを有するため、前記貸主から最終的により多くの融資を受けるかもしれない。しかしながら、両方の売主が融資を受けるかもしれないが、それらの融資条件は異なるかもしれない（例えば、1番目の売主はより高い融資金額、より低い手数料等を受けるかもしれない）。

30

【 0 0 3 3 】

販売商品を目録化する売主の前記信用プロフィールは、その売主に融資を与えるかどうか、及び、（もし与えられる場合は）融資の申し出の重要な条件を決定するために使用されるが、前記信用プロフィールは、貸付の決定をする際に使用される唯一の情報ではないかもしれない。前記貸主は、また、前記販売目録にある商品に関する因子、例えば、商品カテゴリー、商品が販売される見込み、商品の予想価格、（適用可能な場合は）最低競売価格、外的なマーケット条件、及び、多くの他の因子を考慮に入れてもよい。更に、前記貸主は、（1以上のオークション/オンラインマーケットプレイスサイトで）売主によって目録化された他の数々の商品、及び、売主の販売履歴を考慮してもよい。例えば、前記売主が、実際の商品を販売するとき、その商品は、融資の要求と関連付けることができ、かつ、その商品の特性（例えば、販売価格、その商品が30日以内に販売される見込み等）は、その売主に融資を付与するかどうかの決定における因子となり得る。したがって、貸主は、（F I C O点数等の他の信用点数とは独立して）その売主自身の点数を計算してもよく、その点数は、ここに述べるあらゆる情報を考慮に入れたものとしてことができ、貸付をするか否かの決定をする際に売主に役立つであろう。

40

【 0 0 3 4 】

処理 3 0 2 から、前記方法は、処理 3 0 4 に進み、処理 3 0 2 で決定された前記信用プ

50

ロファイルをデータベース中で前記売主に関連付ける。前記売主に融資を付与するかどうかの決定がなされることになるときはいつでも、前記売主の信用プロフィールは、その決定を容易にするために（前記貸主と関連付けた）前記データベースで読み出すことができる。また、その際、前記売主の信用プロフィールに含まれる情報を更新する等、追加のリスクマネジメント努力を開始してもよい。

【 0 0 3 5 】

図 4 は、一実施の形態に係る、前記貸主についての登録中に、売主が貸主についてのオンラインマーケットプレイスサイトのアカウントに関する自身のオークションを認証する方法の一例を図示するフローチャートである。売主は、2 以上のオークションまたはマーケットプレイスサイトを使用して販売してもよく、かつ、その売主が販売する各サイトは独立して認証可能である点に留意する。したがって、異なるオークションサイトでの前記売主の異なるユーザー名 / アカウントは、全て、認証可能であり、かつ、その売主のアカウントと関連付け可能である。

10

【 0 0 3 6 】

売主が貸主に登録する際には、その売主がそうであると主張する実際の売主であることを実証することが望ましいかもしれない。例えば、詐欺的な人物が、（図 3 に示す前記登録処理を使用して）前記貸主に登録することがあるかもしれない、かつ、そのオークションまたはオンラインマーケットプレイスサイトとは無関係の売主であると主張するかもしれない、これにより、非認証の取引を発生することになるかもしれない。したがって、図 3 に示す前記登録処理中のいかなる時点でも、前記貸主は、例えば、前記売主に一意のメッセージをタイプ入力することを要求することによって前記売主を認証することができる。なお、そのメッセージは、前記オークションまたはオンラインマーケットプレイスサイトの通信システムを介して、そのオークションまたはオンラインマーケットプレイスサイトにおける前記認証された当事者にのみ送信されるであろう。したがって、前記売主が、本当に、当該売主が主張するオークションサイトで前記ユーザー名を所有している場合、その売主のみが、前記一意のメッセージを受け取るであろうし、かつ、前記指摘に係る活動が認証されるかどうかを確認することができる。

20

【 0 0 3 7 】

この方法は、図 3 に示すように、前記売主が前記貸主に登録する処理 4 0 0 から開始する。

30

【 0 0 3 8 】

処理 4 0 0 から、前記方法は、処理 4 0 2 に進み、前記売主は、前記貸主に対してその売主のユーザー名（または、1 以上のオークション及びオンラインマーケットプレイスサイトにおけるその売主のアカウントの他の識別子）を識別する。この例では、前記オークション / オンラインマーケットプレイスサイトの各ユーザーは、一意のユーザー名を有し、よって、そのユーザー名によって識別可能である。更に、対応する融資について、登録後、及び、将来的な目録化の際に、再度、前記オークション / オンラインマーケットプレイス通信システムを介して、前記売主に確認を送信してもよい。なお、この確認は、前記特定の売主と前記融資に関連付けられた目録化されたそれぞれの商品とに関連するものである。

【 0 0 3 9 】

処理 4 0 2 から、前記方法は、処理 4 0 4 に進み、前記貸主は、一意のメッセージ（ランダムに生成したコード、一意のウェブリンク等とすることができる）を、前記オークションまたはオンラインマーケットプレイスサイトの通信システムを介して、前記売主に送信する（前記売主が、商品を販売するために 2 以上のオークション / オンラインマーケットプレイスを利用する場合は、無論、2 以上のメッセージを送信してもよい）。例えば、前記オークションまたはオンラインマーケットプレイスサイトのユーザーは、メッセージ及びそのオークションサイトのユーザー名を入力することができ（または、通信リンクをクリックすることができ）、そのオークションサイトは、前記メッセージをそのユーザー名の所有者に（典型的には、当該所有者に対してそのメッセージを含む電子メールを送信することで）配信するであろう。したがって、前記売主がそのオークションサイトで前記

40

50

ユーザー名を所有する場合、その売主は前記一意のメッセージを受け取るであろうし、そうでない場合は、その売主が一意のメッセージを受け取ることはないであろう。

【 0 0 4 0 】

処理 4 0 4 から、前記方法は、処理 4 0 6 に進み、前記売主は、処理 4 0 4 で受領した前記一意のメッセージを自身のコンピュータにタイプ入力し、これにより、その一意のメッセージは、前記ログイン/認証処理を実行している前記貸主のサーバーに送信される。メッセージをタイプ入力する代わりに（または、これに加えて）、前記売主は、また、当該売主に（電子メール等を介して）配信されるリンクをクリックすることにより前記認証処理を完了するようにしてもよく、この認証処理は当該売主のブラウザを一意の URL に向かわせることができ、これにより、前記売主は前記認証を完了することができる。前記売主により提供される金融口座は、また、その口座に小額のランダムな金額（例えば、13セント）を預け入れることにより、若しくは、商業的に利用可能な即時口座確認プロバイダーにより確認可能である。なお、即時口座確認プロバイダーでは、そのユーザーの銀行ログインがアカウントの所有者を確認するために使用される。処理 4 0 6 から、前記方法は、処理 4 0 8 に進み、処理 4 0 6 において前記売主により入力された一意のメッセージが、処理 4 0 4 で送信された前記一意のメッセージと合致するかどうかを判断する。上記のとおり、追跡コードを含む一意の URL を前記売主へ提供し、当該追跡コードにより前記売主が当該一意の URL を訪問したことを確認するようにすることもできる。

10

【 0 0 4 1 】

上記において合致する場合は、前記方法は処理 4 1 0 に進み、前記売主が認証され、かつ、前記登録処理が継続可能となると共に、前記貸主のサービスの使用が許可可能となる。前記認証処理（処理 4 0 4 ~ 4 1 2）は、前記売主が使用する（及び、前記貸主に対して確認がなされた）各オークションまたはマーケットプレイスサイトで繰り返し可能である。

20

【 0 0 4 2 】

上記において合致しない場合は、前記売主は認証されず、前記方法は処理 4 0 4 に復帰することができ、そこで、前記認証を再試行することができる。ここでは、2以上のサイトを含むことがあり、かつ、各サイトは、ここに述べるようにして確認/認証可能であり、認証が成功しなかったサイトは再試行可能である点に留意する。

【 0 0 4 3 】

図 5 は、一実施の形態に係る、オークションサイトを使用して貸主から売主へと融資を行う方法の一例を図示するフローチャートである。

30

【 0 0 4 4 】

前記方法は、売主がオークションまたはオンラインマーケットプレイスサイト（店頭技術を介したものを含む）で販売商品を目録化することから開始可能である。これは、当業界で公知のものとしてなし得るものであり、例えば、前記売主が、オークションまたはオンラインマーケットプレイスサイトでの自身のアカウントにログオンし、フォームに前記販売商品及びそのパラメータ（例えば、販売価格、最低競売価格等）を記載する。これは、また、自動目録化ソフトウェア製品を介して達成可能でもある。

【 0 0 4 5 】

処理 5 0 0 から、前記方法は、処理 5 0 2 に進み、前記目録の商品を前記貸主に送信する。これは、数々の方法で行うことができる。前記売主は、処理 5 0 0 で目録化された前記商品を自動的に前記貸主に送信するプラグイン（例えば、ブラウザのプラグイン技術）を備えることができる。これに代えて、前記貸主が、前記オークションまたはオンラインマーケットプレイスウェブサイトを（手動で、または、好ましくはロボットを使用して）連続的に横断し、現存するオークションまたは目録について（または、アプリケーションプログラムインタフェースを介して）適切なデータを表示することができ、これにより、（図 3 に示す前記登録処理を介して当該貸主に知られている）前記売主がいつ新商品を目録化したかを自動的に決定することができる。前記売主は、また、当該売主が新販売商品を目録化したときに、前記貸主に手動で通知することもできる。

40

50

【 0 0 4 6 】

処理 5 0 2 から、前記方法は、処理 5 0 4 に進み、前記売主に融資の申し出をするかどうかを決定する。この決定については、以下、より詳細に説明する。前記融資が拒否される場合、前記方法は、処理 5 1 2 に進み、この商品に関する融資はなされない。

【 0 0 4 7 】

処理 5 0 4 において前記融資が認められる場合、前記方法は、処理 5 0 6 に進み、前記売主に対して融資の申し出をする。前記融資の申し出は、電子メールメッセージ、当該売主のコンピュータへのポップアップ画面、ショートメッセージサービス (SMS) のメッセージ等のように、多くの形態で行うことができる。

【 0 0 4 8 】

処理 5 0 6 から、前記方法は、処理 5 0 8 に進み、前記売主が前記融資を受諾するかどうかを決定する。前記売主は、前記貸主に対し、電子メール、ウェブフォームのボタンのクリック等、数々の方法で、前記融資に関する自身の受諾または拒絶を表明することができる。前記売主が拒否する場合、前記方法は処理 5 1 2 に進み、この商品に対する融資は処理されない。

【 0 0 4 9 】

処理 5 0 8 において、前記売主が前記融資の申し出を受諾する場合、前記方法は、処理 5 1 0 に進み、前記融資資金を前記売主に送金する。これは、ペイパル、自動資金決済センター (ACH)、電信送金、口座振込、デビットカードへの資金の入金等、ここに述べる (または述べない) あらゆる方法を使用して行うことができる。

【 0 0 5 0 】

前記資金が前記売主に直接的に支払われる代わりに、前記売主は、当該資金を他の経路へ分配させることを選択可能である。例えば、融資資金は、当該売主により指定された投資口座に直接入金することもできる。この方法では、前記売主は、商品が実際に販売される前に、商品販売から発生するであろう金銭を投資することができる。これに代えて、前記売主のクレジットカードまたは他の負債 (前記貸主に対する他の負債を含む) を返済するために、前記融資支払いを直接的に口座に入金することができる。

【 0 0 5 1 】

売主が融資を受諾するとき、前記貸主は、また、当該売主が他の販売商品をオークションサイトに有しているかどうかを確認するためのチェックも行うことができ、そうする場合、前記貸主は、前記売主による各販売商品に対して、再度、処理 5 0 4 ~ 5 1 2 を完了して、当該売主が販売用に有する他の商品について他の融資を潜在的に行うことができる。これらの融資は、組み合わせることができ、かつ、前記売主に一体的に申し出ることができる。

【 0 0 5 2 】

図 6 は、一実施の形態に係る、融資を付与するかまたは拒否するかを決定する方法の一例を図示するフローチャートである。融資取引は、売主による特定の一つの販売商品または複数の販売商品に関連付けることができ、かつ、その融資の受諾または拒否は、当該商品の特性に基づかせることができる。「財布データ」を決定を行うために使用することができ、その財布データは、信用調査所データ、クレジットカード、または、消費者個人について発見可能な他のデータを有することができる。非財布データは、住宅ローン会社、自動車ローン会社、または、分割払い若しくは個人ローンの金額等、典型的には容易に利用可能ではないその他の情報であり、かつ、当該申込者が詐欺的行為を行わないことについての非常に強い指標である。非財布データは、同一性を確認できる特徴を備えるが、信用度点数には含まれない。融資の決定は、財布データ及び/または非財布データを使用して行うことができる。財布データ及び非財布データの両者を組み合わせると、結果的に、高い正確さで、ここに述べる融資について信用取引する価値のある借主を決定することができる。別の実施の形態では、融資は、前記売主により販売される前記特定の商品を検討に入れることなく、受諾または拒否することができる。

【 0 0 5 3 】

この方法は、処理600から開始し、前記売主の信用プロフィールを読み出す。この信用プロフィールは、貸主110等、前記貸主に関連付けたサーバーまたはデータベースに格納することができる。この信用プロフィールは、前記売主に関するデータを含むが、当該売主の現在のオークション商品のデータについては、含むかもしれない、含まないかもしれない。

【0054】

処理600から、前記方法は、処理602に進み、販売される前記商品の特性を読み出す。これらの特性は、前記オークションまたはオンラインマーケットプレイスサイト自身から得ることができる。前記融資と関連付けたこの販売商品は、前記売主のオークションのユーザー名及びその商品名（または、その商品が目録に掲載された時間、オークション番号、若しくは、その他の当該商品の識別子）によって識別可能である。これに代えて、前記売主は、前記オークションサイトに直接リンクを有することにより、当該オークションサイトで情報収集する必要なく、（XMLのような）転送プロトコルを使用して、商品特性を直接的に読み出すこともできる。

10

【0055】

処理602から、前記方法は、処理604に進み、融資スコアを決定する。前記融資スコアは、前記売主が前記融資を所定の期間（例えば、30日）以内に返済可能であると思われる確率と相関する数値である。前記融資スコアは、大手の信用調査所に由来する前記売主の信用点数、前記売主のイーベイまたは他のオンラインマーケットプレイスの格付け、（その商品を販売する見込み及びいくらかでその商品を販売するかに関する情報等の）販売される前記商品に関する前記売主の商用及び/またはペイパルのアカウント情報のような因子の組合せからなるものとする。この情報から、前記貸主は、売主に特定の融資をするかどうか、及び、その融資の条件を決定することができるが、これに加えて、おそらくは、あらゆる時点において前記売主に対してなされる可能性のある全ての融資の最高総合計金額についても決定することができる。

20

【0056】

前記融資の決定に合体可能な（前記信用プロフィールに存在するかもしれない、また、前記融資の決定と同時に決定されるかもしれない）因子は、前記売主がそれまで生み出してきた販売量（ドル金額及び/または販売商品数）を含むことができる。前記売主が、オークションサイトで成功した売主である場合、その売主は、販売目録に掲載されている/提示されている当該商品を、より販売する見込みがあるとみなされるかもしれない。使用可能な他の因子は、前記オークションサイトでの前記売主のフィードバック格付け情報である。オークションサイトは、一般に、買主が自らの売主との経験を格付けすることを可能にするユーザーフィードバックメカニズムを採用している。相対的に良好なフィードバック格付けを有する売主は、より評判が良く、したがって、当該販売される商品を販売する見込みを一層有すると共に、自身の良好な評判に基づいて前記融資を返済する見込みを一層有すると考えられるかもしれない。

30

【0057】

処理604から、前記方法は、処理606に進み、前記融資スコアが所定のしきい値（または、その代わりに、所定のしきい値よりも低いもの）よりも大きいかなかを決定し、そうでない場合、前記方法は、処理610に進み、前記融資を拒否する。

40

【0058】

前記融資許諾処理の一部として、前記貸主は、また、同一のオークションサイトにおいて販売商品に基づいて金銭を融資する可能性のある他の貸付団体に相談し、それらが同一の商品に基づいて金銭を既に融資しているかどうかを見ることができる。もしそうなら、前記貸主は、そのような商品に対して金銭を融資したくはないかもしれない。

【0059】

処理606から、前記スコアが前記所定の条件に合致する（例えば、所定の数を超える、或いは、未満である）場合、前記方法は、処理608に進み、前記融資を承認し、かつ、前記目録にある商品に関して前記売主になされる前記申し出の性質を決定する。実行さ

50

れる前記売主の分析及び実行される前記商品の分析に依存して、前記貸主は前記申し出の条件を決定し、その条件は、前記融資の金額、返済期間、課される手数料及び他の融資条件を含むこともある。

【 0 0 6 0 】

一実施の形態では、多くの会社が、融資を行うか否かを決定するために典型的な信用調査所の情報を使用するが、貸主は、その融資の決定を、前記信用調査所、及び、イーベイの（または他のマーケットプレースの）売主格付けのような、融資決定をすることに典型的には関連付けられていない追加の情報、並びに、（前記商品を販売する見込み、及び、商品を販売するであろう金額のような）前記売主がオンラインで販売しようとしている前記商品に関する何らかの確認情報に基づいて行うであろう。したがって、前記貸主は、融資を求める売主のための複合リスクスコアを作成する3つの（または、あらゆる数の）因子を設定してもよい。一例として、前記貸主は、70%の比重を、前記売主についての前記信用調査所に置き（FICOスコアだが、500～1000の尺度に正規化されると共に、例えば、850のスコア以上であれば1000と同一とし、500以下のスコアであれば500と同一とし、その他の全てのスコアについてそのようなポイント間で均等に拡散する）、20%の比重を、前記売主の格付けに置き（イーベイでの、例えば、1～1000の範囲となるかもしれないものであって、1000であれば100%、かつ、500以上のレビューを有する肯定的売主スコアを表し、0は92%以下、若しくは、500未満のレビューを有する売主スコアと同等である）、10%の比重を、その商品を販売する見込みのようなその他の因子に置く（1～1000を基本とし、1000は非常にその見込みが高く、ゼロは見込みが低い）。無論、これらは、単なる例であり、他の因子及び尺度を使用することができる。前記貸主は、前記売主に厳密に申し出をするために、全体的な合計スコアとして600を求めているかもしれない。

【 0 0 6 1 】

例えば、売主が、675のFICOスコア、96%の売主格付け（500以上のレビュー）、及び、50%の当該商品の販売見込みを有すると考える。この例では、500が下限（500ポイントに対応）であり、850が上限（1000ポイントに対応）であるので、500（1000～500）の前記尺度ポイント範囲を350（850～500）で割ると、1FICOポイントにつき約1.429尺度ポイントに等しくなる。したがって、675のFICOスコアに対して、 $(675 - 500) * 1.429 + 500 = 750$ となる。また、掛け算して $750 * 70\%$ （この因子の比重）= 525ポイントが、前記複合スコアのうちのFICO成分に帰せられる。また、前記売主格付け成分は、同様に演算されて、 $(1000) / (100 - 92) = 125$ という販売格付け当たりのスケールポイントとなり、これにより、96%の売主格付けに対して、 $(96 - 92) * 125 = 500$ となり、500に20%（前記第2の因子の比重）をとって= 100ポイントが、前記複合スコアのうちの前記売主格付け成分に帰せられる。前記第3の要素に関しては、前記商品を販売する前記50%の見込みは、前記商品の販売見込みパーセンテージポイント当たり $(1000 - 0) / 100 = 10$ スケールポイントとなる。したがって、この例では、前記商品の販売見込みが50%であるので、 $50 * 10 = 500$ となり、500の10%をとって= 50となり、前記複合スコアの第3の要素（前記商品の販売見込み）は50ポイントとなる。そして、前記複合スコアとしては、加算して、525プラス100プラス50 = 675ポイントとなる。前記貸主が、600を超えるスコアを有する前記売主のものにだけ貸付をしたいと思っているなら、上記の例は、結果として、前記売主への申し出となる。このスコアは、また、前記申し出の性質がどのようなものであるかを決定するために決定的に重要な意味を持つかもしれない、より高いスコアは、結果的に、より良い（前記売主に対してより低い費用の）申し出となる。無論、このスコアは、どの程度（どの時点においても）前記貸主が前記売主に資金を貸し付けるつもりがあるのかについての、並びに、貸主に対する売主の返済履歴についての何らかの決定のように、その他の因子と組み合わせなければならぬかもしれない。

【 0 0 6 2 】

更に、上記商品のいくつかは、また、提供される前記申し出の性質の一因となるかもしれない。一旦、前記売主に融資をする決定がなされたら、前記融資の申し出の条件を決定しなければならない。前記売主スコア（上記の例では585）は、この点で重要であるかもしれない。更に、前記商品の販売から発生すると予測される金額、売主が前記貸主または他の貸主から受けた他の融資、貸主のプラットフォームを介した他の売主との経験のようなその他の因子が、全て、売主になされる前記申し出の金額、及び、その申し出の他の条件を決定するための一因となるかもしれない。

【0063】

図7は、一実施の形態に係る、商品情報を電子オークションサイトに入力するために売主によって使用される入力画面の図である。

10

【0064】

売主が販売商品を目録に載せるとき、当該売主は、典型的には、オークションサイトが商品を訪問者（見込み買主）に対して適切に目録化できるように、商品の特性を前記オークションサイトに入力する。前記売主名は、当該売主が当該オークションサイトで有するアカウント名であり、典型的には、変更されない。商品名、説明、開始指値、送料、支払方法、当該商品が「今すぐ購入」価格を有するかどうか等、その他の特性が、前記商品の販売と関連付けて入力可能である。

【0065】

図8は、一実施の形態に係る、販売用の目録の商品に対して融資の利用可能性を指示するポップアップ画面である。

20

【0066】

商品がオークションまたはオンラインマーケットプレイスサイトの目録に載せられたとき、ポップアップ画面800が自動的に表示されるようにして、この画面により、前記ユーザーが前記目録の商品に対して融資を受けることを望むかどうか当該ユーザーに尋ねるようにしてもよい。前記ポップアップ画面（別の実施の形態では、これは、サイドバー、または、融資の申し出をするために前記売主に対して何らかのインタフェースを提供する他の手段）は、前記貸主によって融資の申し出の決定がなされた後（処理506を参照）、当該貸主により開始される。前記ポップアップ画面（または、他のインタフェース手段）は、前記売主が、前記オークションまたはオンラインマーケットプレイスサイトにその商品を目録掲載した後、即座に表示するようにしてもよい（これは、典型的には、前記売主または前記オークションまたは前記オンラインマーケットプレイスサイトと前記貸主とを介した直接的な通信を要求する）。前記ポップアップ画面（または他のインタフェース手段）は、また、前記貸主が、前記オークション/オンラインマーケットプレイスサイトで、当該貸主について登録したユーザーに関する追加データを情報収集することによって（またはAPIを介して）、前記売主が新しい商品を目録掲載したことを前記貸主が確認したときに、後の時点で前記売主に表示することもできる。

30

【0067】

一旦、商品に対する融資がなされてその商品が販売されると、前記販売からの資金は、前記買主から（ペイパルまたはクレジットカード会社のような）支払仲介者にわたり、その後、前記売主にわたる。前記融資後30日で、または、それより前に、前記売主は、前記貸主に前記融資を返済する義務があるであろう。更なる実施の形態では、前記販売からの資金は、前記貸主に対して直接的に支払うようにすることができる。これは、前記売主が、前記商品目録に対する前記支払情報中に、前記売主の口座ではなく前記貸主の口座に対して支払がなされるであろうことを指定することにより達成される。前記貸主は、このようにして（または、貸主によってはそうではないかもしれないが）、前記商品に対する支払が当該貸主に直接的になされるよう要求してもよい。更に他の実施の形態では、前記貸主が、前記売主のペイパル、商用または銀行口座から直接的に資金を受け取ることができるようにしてもよい。

40

【0068】

前記貸主は、前記融資の対象となる商品について担保権を受領する必要はないが、そう

50

してもよい。別の実施の形態では、前記貸主が、前記融資資金の担保として販売される前記商品に担保権を保持することができる。例えば、売主が塗料を販売しようとし、その塗料に対して現金ローンを受けようとする場合、当該売主は、その塗料に担保権を保持してもよい。したがって、前記塗料が決まった日までに販売されない場合、1)前記売主が、同意のとおり前記融資を完済しない場合、その塗料は前記貸主に発送されなければならない。前記売主は、典型的には、(図7に図示するポップアップウィンドウにおけるように)当該売主が前記融資に同意する前に、前記担保権を了知すべきである。別の実施の形態では、前記貸主は、あるグループの販売商品における担保権をグループ化してもよく、または、前記売主の売掛債権中の担保権を有するようによい。

10

【0069】

更なる実施の形態では、前記貸主から融資を受ける前記売主は、前記融資資金を特別な口座に直接払い込ませることができる。例えば、前記融資資金は、前記売主のクレジットカードを完済するために直接的に入金することができ、また、投資口座に直接的に入金することもできる。同様に、買主から直接支払いを受ける売主は、また、投資口座のような、或いは、クレジットカードやその他の負債を完済させるための特別な口座にその金銭を自動的に入金させることができる。

【0070】

他の実施の形態では、売主は、オンラインでの商品の販売を介して受け取った資金を(または、売主が有するかもしれない他の現金そのものを)投資ファンドに注入するよう決定してもよく、そのような金銭は、貸主によってここに述べた売主に対して前記融資をなすために使用される。売主により提供される金銭は、また、個人間融資(ピアツーピア融資)サイトに資金供給・投資するために直接的に使用することもできる。

20

【0071】

図9は、一実施の形態に係る、当事者間での商品と現金との流れを図示するフロー図である。

【0072】

第1の買主900は、オークションサイトにおける買主であり、そのオークションサイトで第1の売主901から第1の商品を購入する。したがって、第1の買主900は、第1の売主901に対して、第1の売主901から第1の買主900に対して発送される第1の商品911のための現金額910を支払う。売主は、このとき、前記現金額を収集して保持している。第1の売主は、(ここで述べるように)売主に金銭を貸し付ける貸主902により運営されるファンドに投資を希望する。それゆえ、第1の売主901は、投資金ドルを貸主902に受け渡す。投資金ドルは、前記貸主によって他の当資金と共にプールされ、(ここで述べるようにして)販売商品に対して借用を希望する当該オークションサイトの他の売主に融資をするために使用される。

30

【0073】

第2の売主903は、商品(第2の商品)をオークションサイトのオークションで売りに出す(図示略)。貸主902は、第2の商品に対するXドルの融資913を、第2の売主903に対して行う。第2の買主904は、第2の売主が第2の商品915を第2の買主904に発送するのと引き換えに、Zドルを売主903に支払う。典型的には、前記Xドルの融資金額は、前記第2の商品の購入費用(Zドル)より少ないことに留意する。また、前記Xドルの融資金額は、第2の商品の購入費用Zドルと同等とすることもできる。通常ではないが、前記Xドルの融資金額は、また、前記第2の商品の購入費用Zドルよりも大きなものとする事もできる。第2の売主がZドル914の支払いを受領した後、第2の売主は、Xドル913の融資を前記貸主902に返済することができる。第2の売主903は、典型的には、また、前記融資に関するYドルの利息(または、手数料、課徴金等)を返済するであろうし、その結果、前記第2の売主903は、前記貸主902にXドル(本来の融資金額)プラスYドル(前記利息及び/または手数料)の返済金を支払う。

40

50

【 0 0 7 4 】

時間と共に、前記第1の売主901は、売主901の本来の投資金であるドル912に関して、第1の売主901に（ドルとして示される）利益917を返済可能である。前記ドル917の利益は、前記本来の投資金額ドルに利息（及び/または手数料）を加えたものにすることができ、または、その代わりに、（前記第1の売主が返還を要求するまで、若しくは、他の同意によって）前記本来の投資金額ドルを貸主902の所有のままとする一方で分割払いにすることもできる。ここで注意すべき点は、第1の売主901が、前記オークションサイトでの典型的な売主であり、買主から直接的に支払いを受領する代わりに、これらの支払いが前記貸主902のファンドに投資されるようにすることができるという点であり、これにより、前記第1の売主901に対して追加の利益を理想的に提供することができる点である。

10

【 0 0 7 5 】

更なる実施の形態では、全ての既知のオークションサイトで販売される商品を追跡する、マーケットプレイス局または情報センターを維持可能である。販売されようとする特定の商品に対して融資がなされる前に、前記商品は、他の貸主によって当該商品に対して他の融資がなされていないことを保証するため、前記情報センターで検査可能である。もし、異なる貸主が同一の商品に対して融資を行っている場合、前記現在の貸主は、その商品に対する融資を拒絶してもよい。この状況は、自動車の所有者が自身の自動車の権利に対して融資を受け、その後、同一の自動車に対して異なる貸主から他の融資を得ようとする状況と同様とすることができる。同一の商品に対して重複して融資をすると、単一の融資に対するよりも、両方に返済をさせる確率が高くなるため、前記貸主に問題を起こす可能性がある。前記情報センターは、当該情報センターに参加する全ての貸主と通信する情報センターデータベースを備えることができる。商品に対して融資がなされるたびに、前記情報センターデータベースは、前記商品（及び、そのオークションサイト、売主のユーザー名、あらゆる一意のオークションID番号、及び、あらゆる他の識別子情報等のような、商品の特性）を格納する。売主が商品に対して融資を組むことを望むとき、その商品がその情報センターに存在し、かつ、他の貸主によりその商品に対してなされた未処理の融資が存在するかどうかを調査するために、売主は、前記情報センターデータベースに当該商品を識別する情報について問合せをすることができる。未処理の融資が存在する場合、前記貸主は、典型的には、その融資を行うことを拒絶してもよい。

20

30

【 0 0 7 6 】

したがって、ここに述べた前記複数の方法の利点としては、それらが、オークション（またはその他の電子商取引）サイトの参加者のためのキャッシュフローを最適化することができることである。自身のキャッシュフローを維持するために現金融資を必要とする売主は、自身の製品に対して借入可能であり、（その即座の金銭を受け取るという恩恵のために何らかの追加金を支払うとしても）そのような融資を受けることができる一方、余分の現金を有する売主は、貸付ファンドに投資して、自身に追加の利息を獲得することができる。この全体的システムは、（キャッシュフローが低い人々にとっては）売主がビジネスを維持することを、或いは、（貸し付けのための余分な現金を所有する人々にとっては）より多くの金を稼ぐことを援助することによって、オークションサイトでの全ての者の全体的な経験を改善する。そのシステムは、また、前記売主が在庫を購入する追加の資金を有することになるため、オークションサイトでの販売用に目録に載せる商品の量を増大することによって、そのオークションサイトに価値を提供する。

40

【 0 0 7 7 】

あらゆる要素、サーバー、データベース、コンピュータ等、ここに述べるものは、また、（通信ネットワークによって接続された）同一または異なる場所において多重の要素を備えるように分割することもできる。したがって、例えば、前記商取引サイトホストは、本願では、一つのユニットとして参照され、かつ、図示されているが、同ホストは、実際は、異なるデータベース、サーバー、プロセッサ、記憶装置、実体（エンティティ）等にわたって存在する。ここに述べるあらゆる接続は、直接的接続または他のノードや要

50

素（ここに述べるもの、若しくは、述べないもののいずれか）を介した間接的接続のいずれであってもよい。更に、ここに述べるあらゆる要素またはユニットは、その通信について明示的にここで述べるか述べないかにかかわらず、ここに述べるあらゆる他の要素またはユニットと通信可能である。

【0078】

「オークション」、「イーオークション」、「電子オークション」が本願で使用される場合は、いずれも、他のタイプの商取引サイトを代替可能に使用することができる。

【0079】

ここで述べたあらゆる前記処理の順番は、あらゆる順番で遂行することができる点に留意する。ここで述べたあらゆる処理は、また、任意とすることができる。ここでのあらゆる実施の形態は、また、電子的形態及びプログラムとして格納可能であり、及び/または、そのようなデータは、あらゆるタイプのコンピュータ可読な記憶媒体（例えば、CD-ROM、DVD、ディスク等）に格納可能である。

10

【0080】

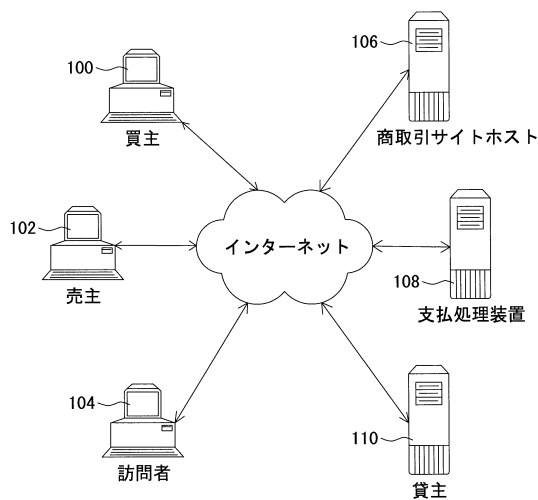
ここに提供した上記の説明は、また、当業界で公知の、かつ、ここに述べた処理を実行するために必要となるあらゆるハードウェア及び/またはソフトウェアを含む。ここで図示した全ての要素は、また、任意に、あらゆる他の要素（ここに図示/説明するもの、または、図示しないが当業界で公知のもの）と通信してもよい。

【0081】

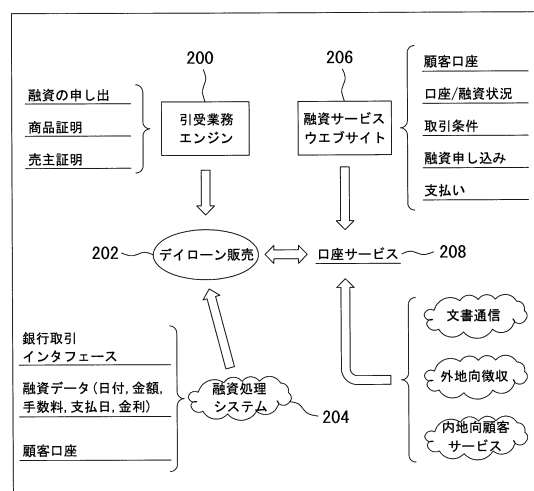
本発明の前記多くの特徴及び利点は、詳細な明細書から明らかであり、したがって、添付の特許請求の範囲により、本発明の真の本質及び範囲に含まれる本発明の全てのかかる特徴及び利点を包含することが意図されている。更に、多くの別例及び変更について、当業者は容易に想到するであろうため、本発明は、図示され、かつ、説明されたそのものの構成及び作用に限定されるものではなく、したがって、本発明の範囲内に含まれる全ての適当な変更例及び均等物に依拠することができる。

20

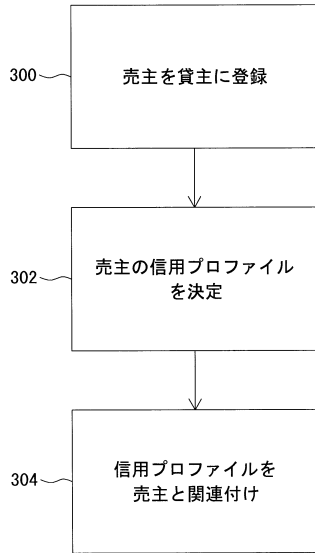
【図1】



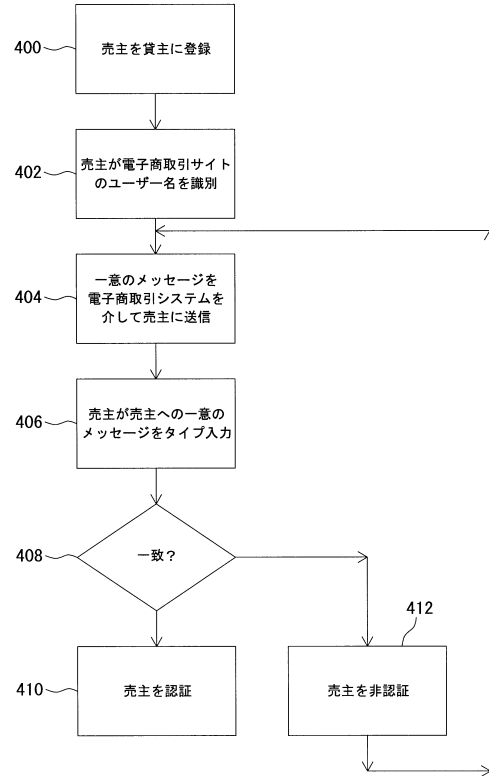
【図2】



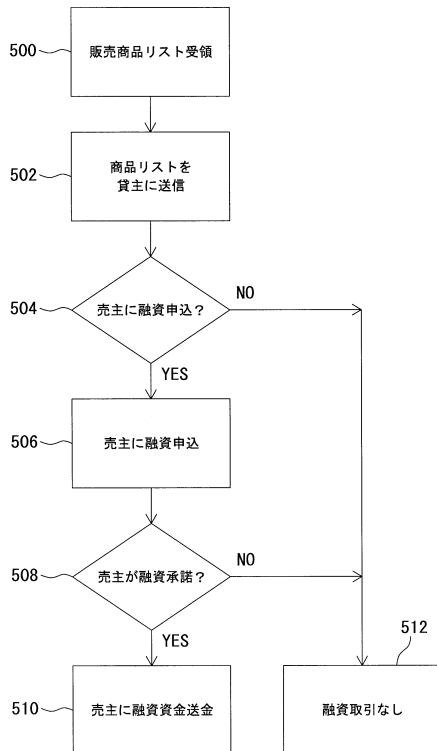
【図3】



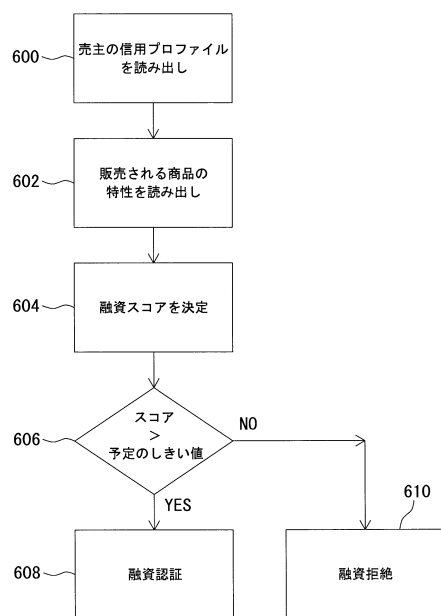
【図4】



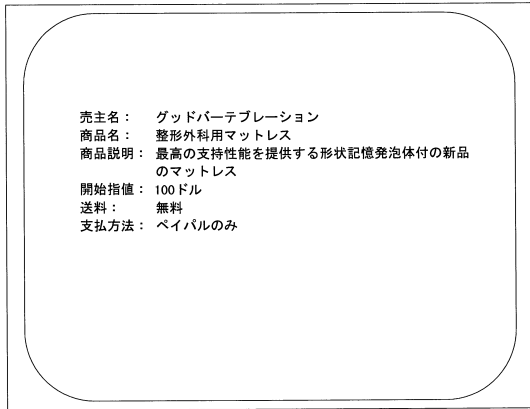
【図5】



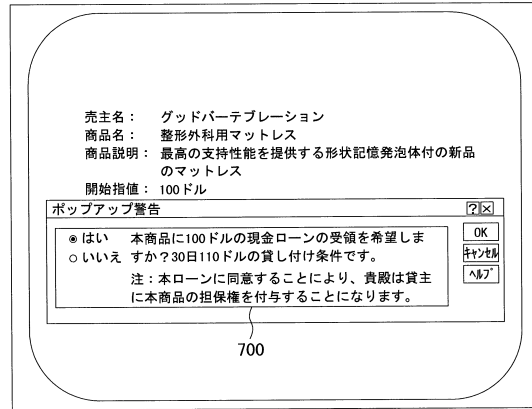
【図6】



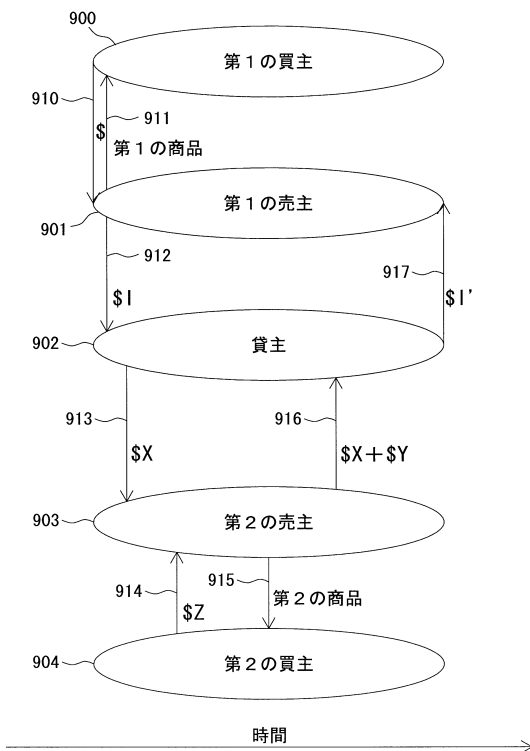
【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 9 】



フロントページの続き

審査官 山本 雅士

(56)参考文献 特開2001-202469(JP,A)
特開2003-288485(JP,A)
特開2006-285589(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
G06Q 10/00 - 50/34